

《新潟県職員生活協同組合 勧誘方針》

基本方針

- 金融商品の販売等に際して、各種法令等を取扱い方法に則り、適正な営業活動を行います。
- 事務管理体制の整備や募集に従事する者の研修に取組み、適正な販売を行います。
- お客様の立場に立ち、その意思を尊重し、誠実な営業活動を行います。
- 商品等に対する知識向上に励み、質の高いサービスを提供します。

1、適切な勧誘

- ① お客様の商品に関する知識、購入経験、購入目的、財産状況など、商品の特性に応じた必要な事項を総合的に勘案し、お客様のご意向と実情に沿った商品の説明及び提供に努めます。
- ② お客様の立場に立って、時間帯や勧誘場所について十分に配慮して参ります。
- ③ 威迫的勧誘等、お客様を著しく困惑させるような行為はいたしません。
- ④ お客様に、特別の利益提供はいたしません。
- ⑤ 保険契約者や被保険者の本人確認を実施し、被保険者の同意を確実に得ます。
- ⑥ 告知義務がある商品については、告知義務に違反したときには、その保険契約が解除されることを説明いたします。
- ⑦ お客様と直接対面しない販売等において、説明方法等に工夫を凝らし、ご理解いただけるよう努力して参ります。

2、適合性の原則

- ① お客様に商品についての重要事項を正しくご理解いただけるように努めます。また、販売形態に応じて適切な説明に努めます。
- ② お客様の加入にあたっては、リスク分析等を行い、総合的に勘案し、意向と実情に沿った商品設計、勧誘を行います。

3、募集の資料

募集時のパンフレット等は、各保険会社の規定に従ったものを使用します。

4、誤認防止

生命保険・損害保険商品を明確に区別し、誤解を招かないよう取扱います。

5、顧客情報の保護

業務上知り得たお客様に関する情報については、権利利益保護と厳重な管理を行います。

6、保険事故時

保険契約について、万が一保険事故が発生した場合、保険金(給付金)請求にあたり、迅速・適切・丁寧な対応に努めます。